

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県税条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	四
○ 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例	四
○ 福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例	四
○ 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	四
○ 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	七
○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	七
○ 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	八

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県固定資産評価審査会条例の一部を改正す

る条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第九十号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三中「令和四年一月三十一日」を「令和九年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第九十一号

福島県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例

福島県固定資産評価審査会条例（昭和三十七年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この条例は、令和四年二月一日から施行する。

（市町村財政課）

福島県条例第九十二号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「鏡石町 泉崎村」を「鏡石町」に、「玉川村 平田村」を「玉川村」に、「浅川町 古殿町」を「浅川町」に、「富岡町 川内村」を「富岡町」に改める。

別表第三中「西郷村」を「西郷村 泉崎村」に、「石川町」を「石川町 平田村 古殿町」に、「広野町」を「広野町 川内村」に改める。

附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第九十三号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表一の項から三の項までを次のように改める。

一 法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	一件につき千八百円
二 法第六十九条の二第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	一件につき四万六千円
三 法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	一件につき二千二百円

第五条の表中九の項を十一の項とし、八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同項の前に次の一項を加える。

七 法第六十九条の八第二項の規定に基づく介護支援専門員更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	ア 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験(以下「実務経験」という。)を有しない者に対する更新研修 一件につき三万千円 イ 実務経験を有する者
--	------------------	--

第五条の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、同項の前に次の一項を加える。

四 法第六十九条の七第二項の規定に基づく研修を受けようとする者	介護支援専門員再研修事務手数料	一件につき三万千円
---------------------------------	-----------------	-----------

第五条の表に次のように加える。

十二 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第百十三条の二十三第一項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	一件につき二千二百円
十三 省令第百十三条の二十五第一項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	一件につき二千二百円
十四 省令第百四十条の六十八第一項第一号の規定に基づく主任介護支援専門員研修を受けようとする者	介護支援専門員主任研修事務手数料	一件につき四万六千円
十五 省令第百四十条の六十八	介護支援専門員主任更	一件につき三万二千円

(以下「実務経験者」という。)に対する更新研修(更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。)一件につき二万八千円
ウ 実務経験者に対する更新研修(イに該当するものを除く。)一件につき一万九千円

八第一項第二号の規定に基
づく主任介護支援専門員更
新研修を受けようとする者

新研修事務手数料

第七条を第十条とし、同条の前に次の二条を加える。

(手数料の免除)

第八条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不返還の原則)

第九条 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の規定により登録試験問題作成機関に納めるもの、同条第二項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び同条第三項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。

第六条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(手数料の納付先)

第六条 法第六十九条の十一第一項の規定により同項の登録試験問題作成機関(以下「登録試験問題作成機関」という。)が作成する試験の問題及び設定する合格基準を使用して法第六十九条の二十七第一項の指定試験実施機関(以下「指定試験実施機関」という。)が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の表一の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を当該指定試験実施機関を経て当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。

2 指定試験実施機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の表一の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。

3 法第六十九条の三十三第一項の指定研修実施機関(以下「指定研修実施機関」という。)が行う研修のうち介護支援専門員実務研修を受けようとする者は、前条の表二の項に規定する介護支援専門員実務研修事務手数料を、介護支援専門員更新研修を受けようとする者は、同表七の項に規定する介護支援専門員更新研修事務手数料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

4 前三項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関の収入とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第九十四号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島市」を「福島市 会津若松市」に改める。
別表第三中「南会津町」を「南会津町 西会津町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号及び第三条各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津若松市又は西会津町(以下「会津若松市等」という。)の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、会津若松市等の長がした処分その他の行為又は会津若松市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第九十五号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「福島市」を「福島市 会津若松市」に改める。
別表第三中「南会津町」を「南会津町 西会津町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては会津若松市又は西会津町(以下「会津若松市等」という。)の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、会津若松市等の長がした通知とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第九十六号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(平成二

十一年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
別表中「西郷村」を「西郷村 中島村」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては中島村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、中島村の長がした処分その他の行為又は中島村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(土木総務課用地室)

福島県条例第九十七号

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第五号を次のように改める。
 - 五 土地の区域内に都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)第二十九条の九各号に掲げる区域が含まれていない土地の区域であること。ただし、相当の安全性が確保されている土地の区域として知事が認めるものについては、この限りでない。
- 第五条及び第六条中「区域に第三条第一項第五号に規定する土地の区域が含まれていない場合」を「区域が第三条第一項第五号に規定する土地の区域である場合」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第九十八号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例(昭和六十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(下水道課)

福島県条例第九十九号

福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第一百十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第七条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(下水道課)

福島県条例第一百号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項各号及び第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第一百一号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項、第二項又は第三項」を「第五条第一項から第五項まで」に改め、「変更の認定」の下に「並びに法第十八条第一項の規定に基づく許可」を加える。

第二条中「第五条第一項から第三項」を「第五条第一項から第四項」に改め、同条第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号を除く。)」に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第六条の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。)第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)の項中「八、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。)の項中「一四、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「一三、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「三一、〇〇〇円」を「一五八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸

数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「五七、〇〇〇円」を「九二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「九六、〇〇〇円」を「一三九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「一五六、〇〇〇円」を「二三五、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等の項中「一九二、〇〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「二〇四、〇〇〇円」を「三三七、〇〇〇円」に改め、同条第二号中「併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六條第一項」を「品確法第五條第一項」に、「設計住宅性能評価書が提出」を「住宅性能評価書（前号に掲げる住宅性能評価書を除く。）が添付」に改める。

第三條第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六條の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中「四、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等の項中「七、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「一二、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「一六、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「二九、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「四八、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「七八、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等の項中「九六、〇〇〇円」を「一四九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「一二二、〇〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に改め、同条第二号中「併せて品確法第六條第一項」を「品確法第五條第一項」に、「設計住宅性能評価書が提出」を「住宅性能評価書（前号に掲げる住宅性能評価書を除く。）が添付」に改める。

第四條中「第五條第一項から第三項」を「第五條第一項から第五項」に改め、同条第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六條の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中「一一、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等の項中「一九、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「三三、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「四六、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「八三、〇〇〇円」を「一三七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以

上百戸以下の共同住宅等の項中「一四二、〇〇〇円」を「二〇八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「二三二、〇〇〇円」を「三五二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等の項中「二八五、〇〇〇円」を「四四五、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「三〇四、〇〇〇円」を「五〇五、〇〇〇円」に改める。

第五條第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六條の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中「一六、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等の項中「二〇、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「二七、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「三三、〇〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「四二、〇〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「七一、〇〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「一一六、〇〇〇円」を「一七六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等の項中「一四三、〇〇〇円」を「二三三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「二五二、〇〇〇円」を「二五三、〇〇〇円」に改める。

第六條の見出し中「場合」の下に「等」を加え、同条中「場合」の下に「又は同条第三項の規定により管理者等が選任された場合」を加える。
第十條を第十一條とし、第七條から第九條までを一条ずつ繰り下げ、第六條の次に次の一条を加える。

（容積率特例の許可申請に係る手数料の額）
第七條 法第十八條第一項の規定による容積率緩和の許可の申請者から徴収する手数料の額は、申請一件につき一七〇、〇〇〇円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間において、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進等に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号。以下「一部改正法」という。）による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「新法」という。）第五條第一項から第五項まで及び第八條第一項の規定による申請に併せて知事が指定する機関が作成した一部改正法による改正前の長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（次項において「適合証」という。）が提出された場合における手数料の額については、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例第二條第三号、第二條第三号、第四條第二号又は第五條第二号の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

一 新築に係る新法第五條第一項から第四項までの規定による同條第一項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四條第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該一戸建ての住宅一戸につき八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等（省令第四條第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。）	当該共同住宅等一棟につき一四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき九六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一五六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一九二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき

二 新築に係る新法第八條第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき四八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき九六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一〇二、〇〇〇円

三 増築又は改築に係る新法第五條第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

二〇四、〇〇〇円

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき つき一一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一四二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二八五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三〇四、〇〇〇円
住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき つき六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき

四 増築又は改築に係る新法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	一〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	四二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	七一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	一一六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	一四三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一五二、〇〇〇円

3 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間において、申請に併せて適合証が提出された場合においては、第八条中「第二条から前条までに定める額」とあるのは、「福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第百一号）附則第二項に定める額」と読み替えるものとする。

(建築指導課)

福島県条例第百二二号
福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島県立矢吹病院 西白河郡矢吹町大字矢吹字滝八幡」を「福島県立ふくしま医療 西白河郡矢吹町滝八幡」に改める。

附 則 一こころの杜

この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第百三十三号

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項を次のように改める。

<p>一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第四条第一項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請者</p> <p>1 法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受け、同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う者</p>	<p>六千八百円(その申請者が同時に他の法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請にあつては、四千三百円)</p>
<p>2 法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を現に受け、同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う者</p>	<p>六千八百円(その申請者が同時に他の法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請にあつては、四千三百円)</p>
<p>3 1及び2に掲げる者以外の者</p>	<p>一万五百円(その申請者が同時に他の法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあつては、六千七百円)</p>

第一条の表二の項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表五の項を次のように改める。

<p>五 法第七条の三第一項の規定に基づく法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請者</p> <p>1 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新で新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>七千二百円(その申請者が同時に他の法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請にあつては、四千八百円)</p>
<p>2 クロスボウの所持の許可の更新で新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>七千二百円(その申請者が同時に他の法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請及びその申請者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合におけるその法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請にあつては、四千八百円)</p>
<p>3 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新で新たな許可証の交付を伴わない場合</p>	<p>六千八百円(その申請者が同時に他の法第七条の三第</p>

第一条の表七の項1中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同表中十八の項を二十の項とし、十七の項を十九の項とし、十六の項を十八の項とし、同項の前に次のように加える。

十七 法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請者

九千三百円（その申請者が同時に他の法第九条の十六

4 クロスボウの所持の許可の更新で新たな許可証の交付を伴わない場合

一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請及びその申請者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請及びその申請者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合におけるその法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請にあつては、四千四百円）

七の項の次に次のように加える。

八 法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者

- 1 現に法第四条第一項第一号の規定に基づく許可を受けてクロスボウを所持している者
- 2 1に掲げる者以外の者

三千円
六千九百円

第一項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請にあつては、五千六百円）

附 則
この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

(生活安全企画課)